

# 守ってますか？ 飼育のマナー

ペットと快適に生活するために

「誰にも見つからないから大丈夫」

そんな気持ちで、ペットのふんを放置していませんか？  
ペットを飼っている方の多くは、飼育についてのモラルが高く、散歩中にペットのふんは必ず持ち帰るなど、マナーを守っていると思います。  
しかし、一部の心ない飼い主が、ふんなどを道路や公園に放置し、周辺住民に大変な迷惑をかけていることも事実です。  
今月のズームアップでは、ペットの飼育マナーを普及させるために、市が取り組んでいることや犬の散歩についてのアドバイスなどを紹介します。

市の対応について

市は、平成15年に「千歳市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定しました。

この条例では、「犬を鎖などでつなぐこと」や「ふんなどで環境を汚さないこと」など、ペットを飼う人が守るべきことを定めています。

また、市が、市内各地域に配置している「動物愛護モラル推進員」は、定期的に担当地区を巡回しながら、ふんの処理確認や、飼い主へ飼育のアドバイスなどをしています。

市では、推進員からの報告により、飼育状況が不適正な飼い主に指導を行っているほか、公園や歩道、個人宅の前などで、ふんの放置が多い場所に、注意を促す看板を設置しています。



注意を促す看板

設置後は、ふんが見られなくなったとの声も多く、一定の抑止効果があります。

それでも一部の飼い主は...

残念ながら、千歳においても依然として、ふんの放置の苦情が寄せられています。

職員や推進員が巡回などをしているにもかかわらず、放置した人に遭遇できず、直接指導できるケースは、ほとんどありません。

啓発などにより、飼い主一人ひとりのマナーの向上に期待するしかないという現状です。



モラル推進員(右)の巡回中の様子

モラル推進員の腕章

排泄は、散歩の前に自宅で！

ペットのふんが、街中に放置され、持ち帰る人がほとんどいなくなった時代もありました。

しかし、社会常識の変化とともに、飼い主の皆さんのマナーが向上し、今では、スコップやビニール袋などを片手に散歩をするのが当たり前になりました。

最近では、排泄を、散歩の前に自宅で済ませることが、全国的なマナーとして広まっています。このマナーが市内でも広まっていけば、ふんの放置も減っていきます。特に犬は、しつけることで、決められた場所で排泄させることが可能です。このようなマナーを市内でも広めてみませんか？



自宅で排泄を済ませても、散歩中は、ふんを処理するビニール袋などを持ち歩きましょう。

## 犬のお散歩のポイントアドバイス

1月は、雪の季節真っただ中。犬にとっては「喜び庭駆け回り」たい気持ちかもしれませんが、人間にとっては寒い、道路も滑るし、ネコでなくとも「コタツでまろく」なっていたい季節です。散歩に行く足取りも、つい重くなってしまいがちではないでしょうか。そこで、少しでも安全に散歩をするために、いくつかアドバイスを紹介します。

### リードは、適切な長さに

収縮リードは、状況に合わせて、長さを自由に変更することができ、便利な反面、犬をコントロールできず、他人に危害を加えてしまうことがあります。飛び出した犬が、交通事故にあってしまうこともあります。収縮リードの使用は、公園などの広い場所にとどめ、移動中は、1.5m程度のリードを使用しましょう。

### 犬は、飼い主の真横に

適切な長さのリードを使っても、常に犬に引っ張られて散歩していると、冬は滑って転倒するなどの危険が伴います。少しリードを短めに持ち、犬を飼い主のすぐ横につけながら歩くと、犬をコントロールしやすくなり、飼い主の安全が確保できます。



## ペットの飼育

### Q & A

**Q1** リードをつけての散歩は、犬が不自由に見える、かわいそうです。人通りの少ないところでは、リードを手から放しても構いませんか？

**A1** 犬の放し飼いは、条例で禁止（特殊作業犬などを除く）されています。違反者には、罰金などの罰則が適用されることがあります。犬は、突然、人にかみつくななど、飼い主も予想できない行動をとることがあります。リードを手から放した結果、そのまま逃げてしまい、帰ってこなかったケースもあります。散歩中は、リードを手から放さないでください。

**Q2** とにかく無駄ばえが多く、困っています。近所に迷惑をかけていないか心配です。

**A2** 犬にとって、飼い主なかを伝えるためには、ほえるという手段しかありません。しつけによってもある程度抑えることはできますが、犬が求めていることを理解するように努め、穏やかな気持ちで犬と接するように心がけましょう。

**Q3** 室内で飼っている犬は、狂犬病の心配がないのではありません。市への登録も必要無いですよね？

**A3** 犬の飼い主は、①飼い犬の登録②狂犬病予防注射③鑑札と注射済票の装着が、狂犬病予防法で義務付けられています。生後91日以上犬を飼っている方は、飼っている場所にかかわらず、市に、飼い犬の登録をしてください。また、年1回狂犬病予防注射を受け、市が交付した鑑札と注射済票（金属のプレート）をその犬に装着してください。

しつけによってもある程度抑えることはできますが、犬が求めていることを理解するように努め、穏やかな気持ちで犬と接するように心がけましょう。

### 記事の詳細

市民環境部市民生活課  
生活環境係

☎(24) 0261